

活動の成果

2000年（平成12年）1月23日 あすの会発足

・あすの会活動以前

1981年（昭和56年）犯給法制定 2000年 被害者保護2法制定

・あすの会発足以降

- 1, 2001年、犯給法が制定以後、初めて見直しされる
- 2, 司法解剖後の遺体返還のための公費負担が実現
- 3, 司法解剖後の遺体修復措置について、司法解剖後の修復がなされるように予算措置
- 4, 公判記録の謄写料が引き下げられる
- 5, 犯罪被害者等基本法成立
- 6, 犯罪被害者等基本計画が閣議決定
- 7, 2007年6月20日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立
 - ・ 犯罪被害者の訴訟参加
 - ・ 刑事裁判の手続きを利用して損害賠償請求することもできる
 - ・ 公判記録の閲覧・謄写の条件の緩和、範囲の拡大
 - ・ 被害者のプライバシーの保護
- 8, 基本計画の閣議決定に基づいて設置された経済的支援に関する検討会の結論を経て、犯給法が再度見直しされ、大幅な増額となりました。

】遺族給付金(死亡事案)(被扶養者2名)

	20才	30才	40才	50才	70才	30才
現行法(最高額)	728	1,118	1,404	1,573	1,040	1,040
改正案(最高額)	1,326	1,728	2,170	2,432	1,608	1,608

	20才	30才	40才	50才	70才	30才
現行法(最低額)	468	689	624	546	429	429
改正案(最低額)	1,326	1,407	1,567	1,648	1,145	1,145

- 9, 少年法が見直しされ、12才以下の事件を除いて家庭裁判所での傍聴が可能に。